

**IR(統合型リゾート)に関する地域説明会(網走会場) 質問・意見等**

日 時 平成 31 年 3 月 19 日 (火) 14:30~15:40

会 場 オホーツク・文化交流センター 学習室 A・B

**■男性A**

本当に北海道観光の今後の部分で後押しに本当になるのだろうかというところ、私どもが信じられるかどうかということを含めて見解を教えてください。

不安だったのは、冒頭の挨拶にもありましたとおり、国の整備法施行令案の内容で、規模が大きなものを検討されるというところ。北海道の苫小牧くらいの人口規模、近くに札幌があるとはいながらも、本当に全国的な状況と比べた時にどうなのかな、というところがなかなか判断しにくい、見えにくいと感じる。

3月17日付けの新聞では、どうも専門家の意見では、地方には合わないのではないかというコメントが添えられたりすると非常に不安になる。北海道も、去年の9月6日の胆振東部地震とその後のブラックアウトを含めて、インバウンドも含めてあつという間に人が来なくなったりするという怖さも抱えている。こうした大型の観光に繋がるような投資や事業展開がされることで、将来的に逆に観光の不安要素やマイナス面になりはしないかという不安もある。

国が検討している施行令案のイメージから考えたときに、北海道がたたき台を作ったその後の計画を踏まえながら、現時点でどういう考え方や見通しをお持ちなのかということも含めて、コメントいただければありがたい。

**■観光局参事(MICE推進)**

新聞の記事にもあったとおり、日本を代表する、これまでにない規模のMICE施設の整備を求められるということになるのではないかと考えている。今世界的に国際会議の件数が増えており、インセンティブツアーも東アジアを中心に増加しているので、仮に北海道にIRを誘致する場合には、国内のMICE市場だけではなく、こうした需要をどのように新たに日本に取り込むのかといったことも視野に入れながら誘致戦略をしっかりと作り、規模に合った運営ができるように取り組む必要があると考えている。具体的には区域整備計画をつくる中で盛り込んでいくような形になると認識。

また、仮にIRを誘致し、区域認定を受けた場合には、何千億円規模のこれまでに北海道にない投資になるのかなと考えており、実施方針、区域整備計画をつくる中で、事業者とも対話をしながらこうした施設の運営をしっかりとできる枠組みをつくり、さらにIRが立地する区域だけではなく、IRに来ていただいた方に北海道全体に周遊していただく。こうした地域での受入体制の強化等について、皆様と一緒に検討しながら計画を作っていく必要があると考えているところ。

**■男性A**

北海道でも過去に大型リゾート開発が問題になっていたということも含めて、どうしてもそうした不安が頭をよぎってしまう。観光は、ちょっとしたことであつという間に左右される怖さがあるので、非常に注視をしている。

また、I Rが実現するとなれば、観光だけではなく、雇用や色々な社会的なインフラの整備といった問題が出てくるのだと思う。そうしたことの一つ一つが、直接的ではないにしろ、実は立地地域周辺だけの問題では済まされないというくらいの規模になるのではないかと。この網走においても、何とかこの流氷観光でほぼ昨年並みに戻るような状況になったが、流氷が来るまではほとんどインバウンドが戻っていなかったのが実態で、そういうことが常にあるという不安を、私どもオホーツクも含めて観光に関わっていく面々、あるいは担い手も含めて持っている中で、注視をしているんだということを受け取っていただきたい。

**■観光局参事(MICE推進)**

先ほど大きな雇用効果が見込めると説明したが、やはり日本全体で人手が足りないと言われている中で、I Rを誘致した場合にはその人材をどこから連れてくるのかというのは、本当に大きな問題の一つだと考えているところ。I Rにおける質の高い雇用を増やすことによって道内外を含めた人材確保を検討していく必要がある。

また、道議会においても、地域経済に対してI Rによってもたらされるプラスの効果も当然ある一方、マイナスの影響も出てくるという議論があるところ。I Rの誘致判断に当たっては、具体的な効果や問題点をしっかりと精査する必要があると考えている。

**■男性B**

I Rの区域認定は日本の中で最大3地域までという話だったが、上限なので3地域確実に認定するかどうかはまだ決まっていないかもしれないが、その中で横浜や大阪が有力と言われているが、有力な場所はどこと捉えられているのか。また、その理由は何か。そうした有力だと言われているところがもし想定されているのであれば、北海道として誘致をするのであれば、どこを強みとして打ち出していこうとしているのか。その特徴的なところを教えていただきたい。

**■観光局参事(MICE推進)**

I R整備法施行令案は内容が見えているのですけれども、国の基本方針という、どういう方針でI Rを整備するべきかという考え方は示されていないところ。それが夏ぐらいまでに国の方で示されることになっており、その基本方針をもとに、各都道府県・政令市がI Rを誘致するというのであれば自らの考えや構想に沿った実施方針をつくっていくと

